

○みなかみ町心身障害児（者）紙おむつ等購入費補助支給要綱

平成17年10月1日

告示第34号

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の重度心身障害児（者）で、常時おむつを必要とする者に対し、紙おむつ等購入費の一部を補助することにより、該当児（者）及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、みなかみ町とする。

（対象者）

第3条 この事業の補助支給対象者（以下「対象者」という。）は、本町に住民登録をしている満3歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他から同様の支給を受けている者は除くものとする。

- (1) 特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過措置福祉手当の受給者で、常時紙おむつ等を必要とする者
- (2) その他町長が必要と認めた者

（基準）

第4条 この事業における1年は、4月1日から翌年3月31日までの会計年度（以下「年度」という。）とする。また、1月とは月の初日から末日までをいう。

2 前条における年齢の基準日（以下「基準日」という。）は、当該誕生日の翌月の初日とする。ただし、当該誕生日が当月の初日の場合はその月の初日とする。

（申請）

第5条 この事業の支給を受けようとする対象者又はその介護者（以下「申請者」という。）は、心身障害児（者）紙おむつ等購入費補助支給申請書（様式第1号以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは内容を審査のうえ、支給の適否を決定し、心身障害児（者）紙おむつ等購入費補助支給（却下）通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

（支給）

第7条 町長は、支給決定をした者に対し、速やかに支給するものとする。なお、支給の対象となる購入費は、当該年度内の購入費とし、当該年度内に満3歳に達した者は、基準日の属する月の購入費からとする。

（支給限度額）

第8条 対象者1人に対し町が支給する金額は、1月当たり3,000円を限度とする。

（返還）

第9条 町長は、対象者が虚偽その他不正な方法により購入費の補助支給を受けたときは、申請者に対し支給の一部又は全額の返還を求めることができる。

(台帳の整備)

第10条 町長は、支給の状況を明らかにするため、心身障害児(者)紙おむつ等購入費補助支給台帳(様式第3号)を整備しておくものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町心身障害児(者)紙おむつ等購入費補助支給要綱(平成16年月夜野町要綱第1号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。